

国際規格として認められた「津波の図記号」をJIS化

- 我が国から提案し、国際規格化した3種類の図記号を標準化 -

平成21年3月23日

経済産業省産業技術環境局

産業基盤標準化推進室

津波に関する「津波避難場所」、「津波避難ビル」及び「津波注意」の3種類の図記号が、昨年7月、我が国の提案に基づき、国際規格化されたところですが、国内普及の観点から日本工業規格(JIS)化の必要性が高まっていました。

そこで、経済産業省では、消防庁と協力し、JIS Z 8210(案内用図記号)にこの3種類の図記号を追加すべく、検討・審議を行ってきたところですが、この度、平成21年3月20日付けで、このJISを改正公示しました。

案内用図記号の国際標準化は、グローバル化の進展に伴い、ますます重要性を増してきております。この津波に関する標準化は、消防庁において設置された調査検討委員会において検討が行われてきた結果に基づくものであり、特に地震国である我が国においては、地域住民はもとより、旅行者、観光客、外国人に対して容易に分かりうる情報伝達手段として、相互理解、国際貢献の観点から、この標準化が社会基盤の一層の充実に役立つことを期待しております。

JIS化された津波の図記号

【津波避難場所】



【津波避難ビル】



【津波注意】



図記号の意味

【津波避難場所】津波に対しての安全な避難場所(高台)の情報を表示。

【津波避難ビル】津波に対しての安全な避難場所(津波避難ビル)の情報を表示。

緑色の正方形の図記号は安全な場所への誘導を示す図記号で、津波が発生した際、津波より高い高台、ビル等への誘導を示す場合に使用し、文字による補助表示(避難場所の名称等)が必要となります。

【津波注意】地震が起きた場合、津波が来襲する危険のある地域を表示。

黒色と黄色の三角形の図記号は、注意を示す図記号で、地震が起きた場合、津波が襲来する危険がある地域であることを注意喚起する場合に使用します。

1. 目的及び背景

(1) グローバル化の進展に伴い、案内用図記号の標準化の重要性は、ますます増してきております。特に地震国である我が国においては、津波の図記号に関して、地域住民はもとより、旅行者、観光客、外国人にも容易に分かりうる情報伝達を可能とし、地方公共団体による標識の設置が促進することを目的として、消防庁は、平成16年11月に「防災のための図記号に関する調査検討委員会」を開催し、津波関係の避難標識の図案、設置条件等の検討を行いました。

(2) この検討結果を受けて平成17年5月、経済産業省の委託を受けて(社)日本保安用品協会に設置された、ISO/TC145(図記号)/SC2(安全認識、標識等)国内審議委員会から「津波注意」、「津波避難場所」及び「津波避難ビル」の3種類の図記号を「津波に関する統一標識」として、我が国から国際提案を行ってきたところですが、平成20年7月にISO20712-1として国際規格化しました。

ISO20712-1:Water safety signs and beach safety flags -- Part 1: Specifications for water safety signs used in workplaces and public areas

(3) そこで、経済産業省では、消防庁と協力し、JIS Z 8210(案内用図記号)にこの3種類の図記号を追加すべく、平成20年8月に(財)日本規格協会に、デザイン関係学識専門家、消費者団体、関係省庁等からなる原案作成員会を設置し、検討・審議を行い、同年11月、原案作成員会から経済産業省に対して、原案の提出がありました。その後、日本工業標準調査会(JISC)基本技術専門委委員会における同年12月の審議を経て、この度、平成21年3月20日付けで、このJISに追補する改正公示を行いました。

JIS Z 8210(案内用図記号):不特定多数の人々が利用する場所、建物、印刷物などに言葉によらない表現による「案内」に用いる図記号を規定したもので、図記号の基本形状、色、使い方に関する一般通則及び空港、駐車場、非常ボタン等113の図記号が規定されています(平成14年制定)。

(4) これらの津波関係図記号がJIS化されることによって、地方公共団体等において、標識の設置が促進し、ひいては、国内のみならず国際的な相互理解が進展することを期待しております。また、図記号の国際標準化については、従来から標準化研究開発事業等によって、我が国の公共施設等で用いられている案内用図記号等について諸外国と認知度テスト等を行い、国際提案を行うなど日本が提案を行い積極的に参画し、日本提案が認められてきているところではありますが、今後も積極的に国際貢献してまいりたいと考えております。

2. JIS の閲覧方法

平成21年3月20日付けで改正公示し、3月23日以降、次の日本工業標準調査会のJIS 検索のURLで閲覧が可能となる予定です。

<http://www.jisc.go.jp/app/JPS/JPSO0020.html>

(本件に係る問い合わせ先)

産業技術環境局 基準認証ユニット 産業基盤標準化推進室

担当者:釜土

電話:03 - 3501—1511(内線 3423～3425)

03 - 3501 - 9277(直通)